

# 財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位:百万円)

団体名 東庄町

標準収入額等 A	普通交付税額 B	結算財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
1,842	1,399	179	3,420

## 1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	4,613	4,271	342	295	135	4,752	
学校給食センター特別会計	149	142	7	7	73	-	
一般会計等	4,690	4,340	350	302		4,752	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

## 2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
水道事業会計	467	386	81	163	97	538	105	法適用
国民健康保険東庄病院事業会計	860	893	△ 33	146	131	1,160	766	法適用
食肉センター特別会計	101	86	14	14	-	-	-	
国民健康保険特別会計	1,894	1,797	97	97	147	-	-	
老人保健特別会計	108	107	0	0	9	-	-	
後期高齢者医療特別会計	86	86	0	0	26	-	-	
訪問看護ステーション特別会計	22	18	3	3	6	-	-	
介護保険特別会計	816	798	18	18	131	-	-	
公営企業会計等 計				441		1,698	871	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。  
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。  
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。  
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

## 3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
千葉県市町村総合事務組合(一般会計)	35,278	34,523	755	755	1,920	-	-	
千葉県市町村総合事務組合(千葉県自治体事務管理センター特別会計)	259	212	48	48	-	-	-	
千葉県市町村総合事務組合(千葉県自治体研修センター特別会計)	148	141	6	6	33	-	-	
千葉県市町村総合事務組合(千葉県市町村自治体連立特別会計)	165	144	21	21	28	-	-	
千葉県後期高齢者医療広域連合(一般会計)	4,171	3,874	297	297	20	-	-	
千葉県後期高齢者医療広域連合(後期高齢者医療特別会計)	324,339	315,131	9,208	9,208	2,093	-	-	
香取広域市町村圏事務組合(一般会計)	4,591	4,355	235	235	43	3,042	311	
香取市東庄町清掃組合(一般会計)	944	901	43	43	-	588	171	
香取市東庄町病院組合(病院事業会計)	3,017	3,083	△ 66	451	435	593	55	法適用
東総広域水道企業団(水道事業会計)	1,552	1,460	92	2,022	182	2,636	70	法適用
一部事務組合等 計				13,086		6,859	607	

## 4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に係る 債務残高	当該団体からの 損失補償に係る 債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
-									
地方公社・第三セクター等 計									

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

## 5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成19年度 決算・A	平成20年度 決算・B	差引 B-A
財政調整基金	507	470	△ 37
減債基金	0	0	0
その他充当可能基金	562	519	△ 43
充当可能基金 計	1,070	990	△ 80

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

## 6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 決算・A	平成20年度 決算・B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 決算・A	平成20年度 決算・B	差引 B-A
実質赤字比率	3.78	8.83	5.05	△ 15.00	△ 20.00	水道事業会計	-	-	
連結実質赤字比率	17.50	21.75	4.25	△ 20.00	△ 40.00	国民健康保険東庄病院事業会計	-	-	
実質公債費比率	14.6	13.7	△ 0.9	25.0	35.0	食肉センター特別会計	-	-	
将来負担比率	112.9	101.6	△ 11.3	350.0					
財政力指数	0.52	0.52	0.0						
経常収支比率	83.9	83.8	△ 0.1						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。  
 2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。  
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。  
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。